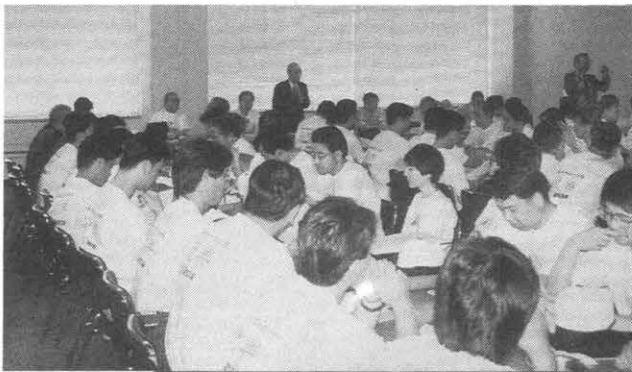


付 録

卷末資料集(要請書等)



資料 1

1995年1月28日

兵庫県知事
貝原俊民 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 石井亮一

兵庫県南部地震対策に対する要請

兵庫県南部地震に対する昼夜をとわぬ連日の諸対策に敬意を表します。

莫大な死傷者と都市機能の潰滅的打撃をもたらした今地震に対して、当面する緊急対策としてのライフラインの確立、とりわけ日用品の補給や仮設住宅対策、病院対策等に対する早期万全な体制の確立とともに、下記の施策を早期に具体化されるよう要請します。

連合兵庫としても、あらゆる方面から全力で今状況に対する対策に取り組めますが、兵庫県として国に対して早期万全の体制を取るよう要請するとともに、行政機関としてのより一層の対策を強く要請します。

記

〔兵庫県南部地震対策に関する要請〕

1. 未曾有の災害をもたらした兵庫県南部地震は、現在の法制度（災害対策基本法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）では対処しきれない問題を含んでいる。とりわけ、都市としての基本的施設である水道、高速鉄道、病院、市場、クリーンセンター、庁舎などは自治体負担となり、今回の災害復旧に要する10兆円を越えると思われる費用は自治体で対処できるものではない。また瓦礫の除去作業にかかわる費用も個人費用となる。そのため、復旧は国による強力な財政援助が不可欠であり、特別措置法の早期制定を国に対し強く要請されたい。
2. 被災者への税制上の措置と立ち上がり資金としての見舞金の支給
3. 住宅に対して
 - (1) 住宅ローンに対する利子補給
生活の基盤である住宅の被害は想像をこえており、再建のための住宅ローンについて利子補給を行うとともに償還期限を延長する
 - (2) 住宅被害認定基準の改定
住宅の被害については、半壊といっても実際は全壊と同様の使用できえないものであり、被害の認定基準を現実的適正なものに改定する
 - (3) 都市計画の実施と十分な補償措置の実施
都市計画の実施に際し、被災住民が十分納得のいく補償や代替措置など救援措置と安価な公営住宅の提供等の措置を講じると共に防災都市をめざし、根本的な
4. 復興における諸物価安定及び資材高騰防止対策の確立
5. 失業者の生活保障、新たな雇用創出と中小企業救済
海岸部の被害は大きく、また、輸送路の壊滅による原材料、資材搬入の遮断等も含め中小企業、大手関連企業のほとんどが潰滅的打撃を受けているため、これら企業の救済とそこに雇用されている者の生活保障及び新たな雇用創出対策
6. 緊急道路基盤の整備
神戸に入る北、西からの道路整備を急ぐ
山陽自動車道、阪神北神戸線、六甲北有料道路、国道418号線の拡幅、湾岸道路と沿線道路との結合、阪神高速道路の早期復旧対策
7. 公共輸送特に鉄軌の早期復旧に向けて国が全面的に代行するよう強く働きかけること
8. 湾岸施設の再建
神戸港の果たす役割は大きく、港の湾岸施設の早期再建
9. 海・空交通の整備
 - (1) 関西国際空港と神戸港を利用した全国への航空ネットワークの確立
メリケン波止場とポートアイランド等の海上交通の確立
 - (2) 神戸中心部でのヘリポートの整備と県内外の各市とのネットワークの確立
10. 公的病院の整備
神戸市中心部における中核的総合病院の複数設置及び民間医療機関との提携と早期復興への援助
11. 教育面の対策
 - (1) 避難を受けている学校が避難所として長期にわたる場合、教職員以外の人的対応
 - (2) 入試時期がせまる中での中学3年、高校3年生等の受験生への対策
 - (3) 学校授業の再開に向けて、代替教室建設などの措置
 - (4) 崩壊学校（11校）の早期再建
 - (5) 被災者の子どもたちに対する文房具の支給、授業料の減免、奨学金の支給等
 - (6) 転入学手続きの簡素化
12. 復興に際し、計画的な措置を講ずるための助成制度の確立
13. 統一地方選挙の延期

資料 2

1995年2月3日

内閣総理大臣

村山富市 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会

会長 石井 亮 一

兵庫県南部地震対策に対する要請

兵庫県南部地震は、莫大な死傷者と都市機能の潰滅的打撃をもたらしました。

今地震に対して、当面する緊急対策としてのライフラインの確立、とりわけ日用品の補給や仮設住宅対策、病院対策等に対する早期万全な体制確立とともに、下記の施策を早期に具体化されるよう要請します。

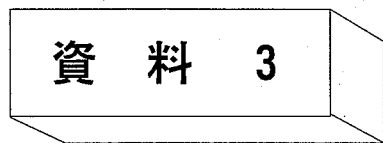
私ども連合兵庫としても、あらゆる方面から全力で今次状況に対する対策に取り組んでおりますが、早期万全の体制をとられるよう強く要請します。

記

1. 未曾有の災害をもたらした兵庫県南部地震は、現在の法制度（災害対策基本法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）では対処しきれない問題を含んでいる。とりわけ、都市としての基本的施設である水道、高速鉄道、病院、市場、クリーンセンター、庁舎などは自治体負担となり、今回の災害復旧に要する10兆円を越えると思われる費用は一自治体で対処できるものではない。また瓦礫の除去作業にかかわる費用も個人費用となる。そのため、復旧は国による強力な財政援助が不可欠であり、特別措置法の早期制定をすること。尚、具体的には連合本部が要請を提出しているので、具体化されたい。
2. 被災者である各自治体に対し、下記事項を含む各種の要請を行っているが、国の強力な財政援助、制度的対応がないかぎり困難であり、関係事項について早期に対応すること。
 - (1) 被災者への税制上の措置と立ち上がり資金としての見舞金の支給を早期に実施すること。また、生活不安の解消のため、相談所の設置をおこなうこと。
 - (2) 住宅に関して
 - ① 住宅ローン・融資制度に対する改善
生活の基盤である住宅の被害は想像をこえており、再建のための住宅ローンについて利子補給を行うとともに償還期限を延長すること。
また、災害復興住宅資金の低利・据置長期償還の融資制度の確立、住宅金融公庫の概往貸付金償還条件の緩和をおこなうこと。
 - ② 住宅被害認定基準の改正
住宅の被害については、半壊といっても実際は全壊と同様の使用できないものであり、被害の認定基準を現実的適正なものに改正すること。
 - ③ 公的住宅建設
公営住宅建設計画の早期確立、民間賃貸住宅に対する低利融資の実施をおこなうこと。
 - ④ 都市計画の実施と十分な補償措置の実施
都市計画の実施に際し、被災住民が十分納得のいく補償や代替措置等救済措置と安価な公営住宅の提供等の措置を講じると共に防災都市をめざし、根本的な計画を講ずること。
- (3) 復興における諸物価安定及び資材高騰防止対策の確立をおこなうこと。
- (4) 失業者の生活保障、新たな雇用創出と中小企業救済
海岸部の被害は大きく、また、輸送路の壊滅による原材料、資材搬入の遮断等も含め中小企業、大手関連企業のほとんどが潰滅的打撃を受けているため、これら企業の救済とそこに雇用されている者の生活保障及び新たな雇用創出対策をおこなうこと。
特に、被災労働者の労災認定手続きの速やかな実施、未払い賃金の発生に対する迅速かつ適切な賃金債権確保対策、休業や一時離職を余儀なくされる場合の失業給付の特例措置の適用、地域雇用対策に関わる諸制度の弾力的運用、中小企業に対する各種資金対策や税制上の措置をおこなうこと。
- (5) 緊急道路基盤の整備
神戸に入る北、西からの道路整備を急ぐこと
(山陽自動車道、阪神北神戸線、六甲北有料道路、国道418号線の拡幅、湾岸道路と沿線道路との結合、阪神高速道路の早期復旧対策)
- (6) 公共輸送特に鉄軌の早期復旧に向けて国が全面的に代行すること。
- (7) 湾岸施設の再建
神戸港の果たす役割は大きく、港の湾岸施設の早期再建をおこなうこと。
- (8) 海・空交通の整備
 - ① 関西国際空港と神戸中心部を直接結ぶヘリポートの整備及び神戸港を利用した全国への航空ネットワークの確立をおこなうこと。当面、メリケン波止場とポートアイランド等の海上交通の確立を急ぐこと。
- (9) 公的病院の整備
神戸市中心部における中核的総合病院の複数設置及び民間医療機関との提携と早期復興への全面的援助をおこなうこと。
- (10) 教育面の対策
 - ① 避難を受けている学校が避難所として長期にわたる場合、教職員以外の人的対応をおこなうこと。
 - ② 入試時期がせまる中での中学3年、高校3年生等の受験生への対策をおこなうこと。
 - ③ 学校授業の再開に向けて、代替教室建設などの措置をおこなうこと。
 - ④ 崩壊学校(11校)の早期再建をおこなうこと。
 - ⑤ 被災者の子どもたちに対する文房具の支給、授業料の減免、奨学金の支給等をおこなうこと。

- ⑥ 転出入学手続きを簡素化すること。
- (11) 復興に際し、計画的な措置を講ずるための助成制度の確立をおこなうこと。また、原因の多角的分析のもとに、貯水、治山対策を含め、自然災害に強い技術開発をおこない、防災モデル都市づくりを推進すること。
- (12) 統一地方選挙を延期すること。

以上



1995年3月20日

兵庫県知事
貝原俊民様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 石井亮一

震災復興ライフライン等に関する要請

貴職をはじめとする関係者・関係部局による兵庫県南部地震による災害復興に対する日夜をたがわぬ献身的なご努力に対し心からなる感謝の誠を捧げるとともに深甚なる敬意を表します。

連合兵庫においてもライフラインに関係する組合員・事業所では、甚大なる被害を受けさんざんたる現状のなかライフラインの復旧に全力を尽くしてきたところであります。

全国から寄せられた心温まる支援に対して改めて感謝する次第ですが、余りにも被害の大きさは最早自力にのみよる解決には限度があります。

いま、ライフラインの確保を中心とした緊急援助対策について一定の見通しが確立されるなかで、県民生活の早期の平和を願い、知事の提唱されている、こころ豊かな兵庫を確立するために、以下について要請申し上げますので、よろしくご検討くださるようお願い申し上げます。

要 請 書

1. 復旧に関する道路関係について

- (1) ビル解体にともなう超大型クレーン車（50トン以上）が多く使用されていますが、その超大型クレーン車の道路走行により、埋設ライフライン（電話線、ガス管、水道管、電線等）の切断、破壊がなされ2次災害が発生しております。

これに加えて地上に施設されている電線・電話線等について、超大型クレーン車により切断事故等があるので作業には十分注意をはらうよう周知徹底を行政としてはかられたい。

- (2) ライフラインの復旧に際して、一般車両の違法駐車が多くあり、復旧に支障をきたすので、作業場周辺での駐車対策を図られたい。
- (3) ライフラインの個別の地中下には震災復興時に問題があり、共同溝を国の施策として促進されたい。

2. 学校が避難所となっているところについて

- (1) 震災発生により全て学校が避難所となったが、どう対応するかマニュアルがなく教職員が被災者の対応に追われている（24時間）状況である。教職員が教育に専念出来るよう、被災者の対応については行政が責任を持って行うこと。
- (2) 学校を避難場所に指定した場合、現在の文部省基準による学校施設では不十分であり、倒壊し、建て替える校舎においては、今回の経験を活かし避難所にふさわしい施設を備えたものを建設するよう文部省基準の早急な改正を行うこと。

3. 学校の復旧・復興について

- (1) 登校率が回復してきており、仮設住宅の早期建設により、避難所となっている学校の教室を確保されたい。
- (2) 運動場に仮設住宅を建てなければならない状況にあっても、こどもの教育上の問題を考え、現状の1/2の運動場を確保されたい。
- (3) 仮設住宅の建設にともない、児童の校区外移動があり、増員になる学校等があり、その学校の校舎を早急に建設されたい。
- (4) 精神的ショックを受けている児童が多く、心のケアが必要である。いま、それをしなければ将来に禍根を残すことになるので早急な対策を急がれたい。
- (5) 学校建設基準に地域のコミュニティーセンターとしての役割を果たす施設を併設されたい。

4. 仮設住宅建設について

- (1) 被災前の場所に仮設住宅の建設を考えられたい。

5. 復旧・復興費の援助について

- (1) ライフライン関係の復旧には多額の費用が必要であり、全国的な規模の企業では負担が重くても、私鉄等の場合1企業では負担が重すぎ、利用者およびその労働者の負担になるようなことのないよう、国ないし自治体の援助をお願いしたい。
- (2) 雇用促進のための震災地域の中堅、中小企業に対し、雇用促進補助金等を国に要請されたい。
- (3) 地方自治体の主権を国が侵さない配慮を推進されたい。
- (4) 瓦礫、崩壊家屋・ビル等の早期撤去されたい。

資料 4

1995年7月18日

内閣総理大臣
村山 富 一 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 石 井 亮 一

兵庫県南部大地震に対する緊急要請

連日のご健闘に対し心からの敬意を表します。

さて、本年1月17日の「兵庫県南部大地震」から、早や6ヶ月が経過し、復旧・復興への兆しが見え始めてまいりましたが、現実はまだまだの感があります。政府も地方自治体も、多くの意見を聞くことを原則に「復興計画」をまとめておりますが、実感として受け止める迄には至っておりません。とくに、働くものや高齢者にとっては、雇用不安や住宅問題など心理的な不安は大きく、治安や環境面から社会問題になりつつあります。

したがって、当面する緊急課題について下記のとおり要請致しますので、その実現について、最善を期されるようお願い申し上げます。

記

1. 被災者の立ち上がり資金の一環として、県や市に災害援護金等支給制度があるように国においても、200万円程度の災害援護金支給制度を実施すること。
2. 雇用保険の切れる時期が迫っており、雇用創出・吸収に国としても最大限努力すること。
3. 高齢者の生活不安にともなう悲惨な実態（自殺など）を絶対に防止するため、早急に利便性の高い老人ホームを建設すること。あわせて、高齢被災者のためのカウンセラー制度を確立すること。
4. 復旧・復興計画には、必ず雇用拡大につながることを明記すること。また、教育の重大性に鑑み、教育の復興を組み込むこと。
5. 住宅再建を本格的に具体化し、生活基盤を確保するとともに、雇用機会を拡大すること。
6. 個人住宅建設に関する建ぺい率・容積率などの規制緩和、集合住宅建設に関わる共有部分の国庫補助を実施すること。また再建のための住宅ローンについて、利子補給・償還条件の緩和策を講じること。
7. 避難所生活の苦痛から、1日も早く解放するため、早急に公共住宅の建設を行うこと。
8. 震災に関わる諸対策は、特別立法として担保すること。

要請項目

兵庫県南部大地震に関する緊急要請

現 状

- 1 阪神・淡路大震災から6ヶ月が経過したが、被災県民の生活を支援し、安全と安心を確保するためには、仮設住宅等をはじめ2次災害防止対策、復旧対策に万全を期さなければならない。
- 2 国においては、平成6年度第2次補正予算に続き、阪神・淡路大震災の復旧等の予算措置を含む平成7年度の第1次補正予算を決定したところである。
- 3 今後は、当面の復旧対策を急ぐとともに、本格的な復興にも取り組みを進めなければならない。

要請の趣旨

- 1 この震災からの復興には、単に震災前の状態に戻すだけでなく、高齢化、国際化、情報化が進展しているなかで、国、地方公共団体、民間がそれぞれ役割を分担しながら、21世紀の成熟社会にふさわしい新しい国土づくりを先導する「創造的復興」を成し遂げる必要がある。
- 2 ついては、当面する緊急課題について要請するので、その実現について、最善を期されるようお願いする。

要請項目1

被災者の立ち上がり資金の一環として、県や市に災害援護金等支給制度があるように国においても、200万円程度の災害援護金支給制度を実施すること。

現 状

- 1 県独自の制度………災害援護金等支給制度
 - (1) 災害援護金
 - ① 住家の全壊、全焼 1世帯につき、10万円
 - ② 住家の半壊、半焼 1世帯につき、5万円
 - (2) 死亡見舞金
 - ① 死亡者1人につき、10万円
(但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者を除く)
- 2 市町単独の制度………例 援護見舞金（神戸市）
 - (1) 住家の全壊、全焼 4万円
 - (2) 住家の半壊、半焼 2万円
- 3 義援金
 - (1) 今回 死亡、全半壊（焼） 10万円
 - (2) 雲仙岳 死亡者、行方不明者
1人につき、150万円
全壊1戸200万円
 - (3) 北海道南西沖地震 死亡者、行方不明者
1人につき、300万円
全壊1戸400万円

※雲仙岳、北海道南西沖地震の場合、この他にも、市町に集まった義援金が配分された。

(注) 国の制度……災害弔意金

(1) 生計維持者 500万円

(2) その他の者 250万円

要望の趣旨

今回の震災においては、多数の死者・行方不明者が発生し、義援金、県・市町の支給制度においてはほとんど意味がない。生計維持者が亡くなった場合においては500万円の災害弔意金がでるが、住宅が全壊した場合は、神戸市では通常なら24万円しか出ない。雲仙岳では少なくとも全壊1戸200万円、北海道南西沖地震では少なくとも全壊1戸200万円は出ており、当面の立ち上がり資金となっている。

このような状況において、国においても、当面の立ち上がり資金として、200万円程度の災害援護金支給制度を実施すべきだ。

付日数約90日の者が、60日の個別延長給付を受給したのち支給終了となるのは、6～7月にかけて最大限で約4700人と推測される。

要望の趣旨

この震災により、雇用保険の給付日数は延長され、通常90～300日が60日延長されたが、最短の場合150日間の給付日数が切れつつあり、6月～7月にかけて最大限で約4700人と推計され、今後、増加することが予想される。その一方で、兵庫県における有効求人倍率は平成7年5月分で0.42倍であり、その求人も建設労働者が目立っており、高齢者やホワイトカラー失業者には、マッチングしないものである。さらに、職業安定所で求職活動を行わない主婦のパートタイマーなどの潜在的失業者もかなりの数が予想され、雇用情勢は非常に厳しいものがある。

また、ケミカルなどの地場産業の復興状況も遅れており、このような状況においては、さらに6ヶ月程度給付期間を延長することが必要である。

要請項目2

雇用保険の切れる時期が迫っており、雇用創出・吸収に国としても最大限努力すること。なおかつ失業者が出る場合には、6ヶ月程度給付期限を延長すること。

現 状

1 新規求職者数等

	新規求職者数	新規求人数
平成7年1月～5月分	123,396人	93,751人
平成6年1月～5月分	104,936人	74,111人
前年との差	18,460人	19,640人

2 有効求人倍率	平成7年5月分	0.42倍
	平成6年5月分	0.40倍

3 雇用保険受給資格決定状況

	激甚災害法による 特例(休業)	災害特例 (一時的離職)	その他の離職 計	
平成7年1月～5月分	9,086人	1,129人	64,684人	74,899人
平成6年1月～5月分	-	-	-	-
前年との差	9,086人	1,129人	64,684人	74,899人

※激甚災害法による特例 事業所の休業等に伴い、賃金等が支払われない者に対する支給

(災害特例) 事業者の閉鎖等に伴い、再雇用を約して一時的に離職する者に対する支給

(その他の離職) 上記特例措置に係わる者以外の離職者に対する支給

※激甚災害指定地域に居住する受給資格者で就職困難なものについては、雇用保険の給付日数(年齢、被保険者期間に応じて90～300日)を60日間を限度に延長する。

※2月及び3月に受給資格決定した者のうち、所定給

要請項目3

高齢者の生活不安にとまなう悲惨な実態(自殺など)を絶対に防止するため、早急に利便性の高い老人ホームを建設すること。

あわせて、高齢被災者のためのカウンセラー制度を確立すること。

現 状

1 応急仮設住宅の入居者で死亡した例(新聞情報による)

17件(うち自殺と思われるものが1件)

2 老人ホーム施設数・定員(平成7年4月1日現在)

養護老人ホーム 43施設 2,974人

(うち国公立21施設、1,573人)

特別養護老人ホーム 111施設 7,250人

(うち国公立14施設、1,050人)

※平成12年度末整備目標(すこやか長寿大作戦より; 兵庫県作成)

養護老人ホーム 施設は充分、老朽化に対して改築整備を図る。

特別養護老人ホーム 11,932床

3 こころのケア事業について(兵庫県地域保健課)

被災者のPSTD(心的外傷後ストレス症候群)に対応するため、「こころのケアセンター」を設置(中央センターは6月1日に設置済、地域センター; 12ヶ所は来月目途)

→ 相談や巡回訪問指導、自助グループの育成を実施予定

別途、保健所も市町と連携して、避難所の巡回

健康相談や仮設住宅への訪問などを実施中

要望の趣旨

仮設住宅における孤独死や震災後の生活不安・精神の不安定の状況からの自殺などが新聞等で報道されている。

そのための対応として、ハード面では、老人ホーム等の施設の充実によって、ソフト面では、随時相談に応じることのできるような体制の整備が必要であり、そのための財源措置を充実してほしい。

要請項目 4

復旧・復興計画には、必ず雇用拡大につながることを明記すること。

また、教育の重要性に鑑み、教育の復興を組み込むこと。

現 状

1 復興計画策定の主体
兵庫県、被災自治体

2 兵庫県策定の震災復興計画（案）における雇用の位置づけ

基本目標（5つ）のうち、「既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり」のなかで、「雇用の安定と地域産業を支える人材の育成」をテーマに雇用維持対策、離職者対策、人材育成、勤労者福祉対策を明記

3 避難所となっている学校
県市町立合計で、117校（避難住民数10,220人）

4 兵庫県策定の震災復興計画（案）における教育の位置づけ

基本目標（5つ）うち、「世界に開かれた、文化豊かな社会づくり」のなかで、「学校・文化財の復旧支援」をテーマに学校施設の整備（教育環境の早期復旧）を明記

要望の趣旨

1 震災の影響のみならず、円高や産業の構造転換の状況から、勤労者の雇用に対する不安や被災による失業者の再就職への不安がある。その不安を解消するには、復興にあたって雇用が拡大していくことの表明が重要であろう。

2 また、被災地の学校では、いまだに避難者がいるため、子どもたちに十分な教育を実施するにあたり支障を生じている。また、本来の校舎に損害が出て、仮設校舎で授業を実施しているところも多い。

子どもたちによりよい教育環境を提供するため、十分な財源措置をお願いしたい。

要請項目 5

住宅建設を本格的に具体化し、生活基盤を確保すること。

要請項目 7

早急に公共住宅の建設を行うこと。

現 状

1 「ひょうご住宅復興3ヶ年計画」に基づき平成7年～9年度に12.5万戸（内1.5万戸は着工済）の建設が計画されている。

2 新規建設11万戸の内訳は、

災害復興公営住宅等	24,000戸	┌──┐ ├──┐ ├──┐ └──┘	77,000戸
災害復興準公営住宅	18,000戸		
公団・公社住宅	22,000戸		
民間住宅	46,000戸		
			(うち、街づくり系住宅13,000戸)

であり、全体の半数以上の77,000戸は公的供給住宅となっている。

なお、平成6年度第2次補正予算、平成7年度当初予算配分、平成7年度補正予算措置により、その1/2に着手。

要望の趣旨

平成7年7月現在、震災による家屋被害状況は、全壊家屋（全焼を含む）99,996棟、半壊家屋（半焼を含む）100,166棟であり、仮設住宅での孤独死や自殺者の発生、さらには避難所の解消の目処さえ立たない現状で、被災者は何よりもまず、生活の基盤である住宅の確保を望んでいる。

これら震災復興事業は、一時に集中して実施されることとなるので、通常の財政負担のルールでは、震災による税収入の大幅減など脆弱化した地方公共団体の財政能力を越えるものである。そのため、国には「ひょうご住宅復興3ヶ年計画」を一刻も早く実現するためにさらに一層の財政措置をお願いしたい。

要請項目 6

個人住宅建設に関する規制緩和、集合住宅建設に関わる共有部分の国庫補助を実施すること。再建のための住宅ローンについて、利子補給・償還条件の緩和策を講じること。

現 状

1 個人住宅建設に係わる規制緩和について

① 「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」により、マンション等の建て替えの円滑な促進を図ることとした。

② 既存不適合の被災マンション等の再建にあたって、建築基準法に基づく、敷地面積要件の緩和、容積率割増の弾力的取り扱いを行うこととした。

2 集合住宅建設に係わる共有部分の国庫補助の実施について

「優良建築物整備事業」について、補助率のかさあげ（通常1/3→2/5）を実施するとともに、補助の面積要件の緩和、補助対象施設の拡充を行った。

3 再建のための住宅ローンについて

- ① 「住宅金融公庫災害復興住宅融資」について、貸付限度額の引き上げ、据え置き期間の延長等の措置を講じるとともに、初期の利子負担を軽減するための利子補給措置を実施している。
- ② 兵庫県及び神戸市が設立した「阪神・淡路大震災復興基金」により、さらに当初5年間の実質金利を最大無利子にするための利子補給を実施している。

要望の趣旨

- 1 個人住宅の建設について、容積率の制約により被災前と同等の規模の住宅が建設できないなど、建築に係わる各種の規制が、住宅再建の大きな障害となっており、一層の規制緩和をお願いする。
- 2 「ひょうご住宅復興計画」を早期に実施させるためには、公的住宅建設でまかないきれない民間集合住宅の建設も推進しなければならない。このため、民間集合住宅の共有部分に対する一層の国庫補助をお願いする。
- 3 住宅を再建しようとする被災者にとって、住宅ローンを抱えていくことは、大変な負担である。しかも、住宅ローンの返済が完了していない被災者にとっては、二重ローンを抱えることになる。このため、再建のための住宅ローンについて、一層の利子補給・償還条件の緩和策を講じることをお願いする。

要請項目 8

震災に関わる諸対策は、特別立法として担保すること。

現 状

- 1 本年2月24日公布された「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」では、国と地方公共団体が適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、(1)阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、(2)地震等の災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進することとされているが、同法には国が計画を策定する旨の規定がない。
- 2 都市施設や生活・産業基盤等に壊滅的な被害を与えた阪神・淡路大震災による被災地域の早期復旧は

もとより、安全なまちづくりを中心とする計画的な復興を図るためには、政府においても、地元の意向を基に、復興についてとるべき政策を明らかにした復興計画を樹立することが必要である。

要望の趣旨

- 1 財政特例、租税特別措置法を含め、復興計画の根拠法となる特別立法の制定をお願いする。

復興計画の内容

- ① 国が行う施設
- ② 地方公共団体が行う施設に対する支援措置
- ③ 民間活力による復興を図るための支援措置

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災による著しい被害を受けた地域（以下、「阪神・淡路地域」という。）においてその震災災害が未曾有のものであることにかんがみ、阪神・淡路地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定めることにより、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震等の災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力ある関西圏の再生を実現することを基本理念とし行うものとする。

(国が講ずる措置)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。

(阪神・淡路復興対策本部の設置)

第四条 (略)

(阪神・淡路復興対策本部の組織)

第五条 (略)

附則 (略)

資料 5

兵庫県南部大地震復興要請第1次行動団

期 日 1995年8月1日
 要 請 先 省庁関係 震災対策復興本部、労働省、厚生省、建設省、
 政党関係 社会党、新進党、新党さきがけ、自民党

団 長 石井 亮一 会 長
 副 団 長 栗栖 久茲 会長代理
 総括責任者 豆谷 功 事務局長
 幹 事 川本 善雄 副事務局長
 々 間處 和雄 副事務局長
 団 員 105名

行動日程
 1 8時15分 新神戸駅集合
 2 8時30分～9時 結団式
 3 9時13分 ひかり84号にて上京
 12時38分 東京着
 4 13時00分～13時30分 集結集会
 5 13時30分～15時00分 1～8班毎に
 要請行動
 6 15時00分～16時00分 報告集会
 7 16時31分 ひかり121号で帰神

1. 震災対策要請行動・集結集会

と き 8月1日 13:00～13:30

と ころ 衆議院第1議員会館第1会議室

- 集会次第 (1) 集会司会 野口 連合総合政策局長
 (2) 連合本部代表挨拶 芦田 連合会長
 (3) 連合兵庫代表挨拶 石井 連合兵庫会長
 (4) 兵庫県選出国會議員紹介 川本

連合兵庫副事務局長

(5) 要請行動説明 加藤 連合組織局長

(6) 集会司会 野口 連合総合政策局長

2. 震災対策要請行動

と き 8月1日 13:30～15:00

要 請 先 ～別掲～

3. 震災対策要請行動・報告集会

と き 8月1日 15:00～16:00

と ころ 衆議院第1議員会館第1会議室

集会次第 (1) 集会司会 徳田 連合社会政策局長

(2) 各班報告 各班責任者

(3) 今後の政策取り組みについて

野口 連合総合政策局長

(4) まとめ挨拶 町田 連合副事務局長

(5) 集会司会 徳田 連合社会政策局長

(要請先)

班	要 請 先	責任者・兵庫	随行者・本部	会場場所・時間
第1班	震災復興対策本部 小里長官	石井亮一 会長 要請団 14名	町田副事務局長	長官室 14:00
第2班	労働省 坂根職業安定局次長	川本善雄 副事務局長 要請団 13名	熊谷部長	職業安定局次長室 14:00
第3班	厚生省 保健医療局千村補佐 社会援護局道射係長	穴井豊記 顧問 要請団 13名	佐藤局長	厚生省共用第3会議室 15:00
第4班	建設省 政策課 英補佐 民間住宅課青木補佐 住宅整備課杉浦補佐 市街地建築課佐竹補佐	永江一仁氏 要請団 13名	石崎次長	建設省1階共用会議室 15:00
第5班	社会党 前島副書記長 海野国民運動局長	兵藤宏 自治労兵庫県 本部執行委員 要請団 13名	安永次長	社会党本部4階第2会議室 14:00
第6班	新進党 二階対策委員長 熊谷総務局長	間處和雄 副事務局長 要請団 13名	西村総合局長	政審会議室 衆議院第1議員会館 地下1階 13:00
第7班	新党さきがけ 鳩山代表幹事 高見渉外局長 玄葉企画局長	栗栖久茲 会長代理 要請団 13名	広瀬部長	衆議院第20控室 14:00
第8班	自民党 森幹事長 古賀政調副会長	豆谷功事務局長 要請団 13名	足立局長	自民党本部 14:00 14:30

兵庫県南部大地震に関する
緊急要請書

平成7年8月1日

日本労働組合総連合会兵庫県連合会

会長 石井亮一

兵庫県南部大地震に関する緊急要請

連日のご健闘に対し心からの敬意を表します。

さて、本年1月17日の「兵庫県南部大地震」から、早や6ヶ月が経過し、復旧・復興への兆しが見え始めてまいりましたが、現実はまだまだの感があります。政府も地方自治体も、多くの意見を聞くことを原則に「復興計画」をまとめておりますが、実感として受け止める迄には至っておりません。とくに、働くものや高齢者にとっては、雇用不安や住宅問題など心理的な不安は大きく、治安や環境面から社会問題になりつつあります。

したがって、当面する緊急課題について下記のとおり要請致しますので、その実現について、格段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 被災者の立ち上がり資金の一環として、県や市に災害援護金等支給制度があるように国においても、200万円程度の災害援護金支給制度を実施すること。
2. 雇用保険の切れる時期が迫っており、雇用創出・吸収に国としても最大限努力すること。なおかつ失業者のである場合には、6カ月程度給付期間を延長すること。
3. 高齢者の生活不安にとまなう悲惨な事態（自殺など）を絶対に防止するため、早急に利便性の高い老人ホームを建設すること。あわせて、高齢被災者のためのカウンセラー制度を確立すること。
4. 復旧・復興計画には、必ず雇用拡大につながることを明記すること。また、教育の重大性に鑑み、教育の復興を組み込むこと。
5. 住宅建設を本格的に具体化し、生活基盤を確保するとともに、雇用機会を拡大すること。
6. 個人住宅建設に関する建ぺい率・容積率などの規制緩和、集合住宅建設に関わる共有部分の国庫補助を実施すること。また再建のための住宅ローンについて、利子補給・償還条件の緩和策を講じること。
7. 避難所生活の苦痛から、1日も早く解放するため、早急に公共住宅の建設を行うこと。
8. 震災に関わる諸対策は、特別立法として担保すること。

平成7年8月1日

内閣総理大臣 村山 富一 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 石井 亮一

資料 6

平成7年8月8日

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 石井 亮一 殿

新党さきがけ

阪神・淡路大震災対策本部

鳩山 由紀夫

渡海 喜三朗

高見 裕一

玄葉 光一郎

阪神・淡路大震災に関する緊急要請に対する回答

拝啓、震災発生以来、被災地における復旧、復興への貴連合会の取り組み、ご苦労に心より感謝申し上げます。わが党もこれまで、現地対策本部を中心とする支援活動、与党の責任において特別立法、財政支援措置を行うとともに、現地要望の実現のため、県・市との協力のもとに、与党政調会議・災害復興プロジェクトにて、政府に対して様々な支援を要請して参りました。

その結果、被災者の皆様の生活環境はかなり改善され、同地域の復興に向けてお役に立つことができたと考えております。しかしながら、まだ多数の方々が避難所での不自由な生活を強いられ、学校教育への影響も心配されるなど、多くの課題が残っています。復旧から復興に向かうにつれ、失業者やお年寄り、孤児などの弱い立場の人々に対する精神面での支援も必要となってきています。わが党は、被災地の皆様のご意見を十分伺いながら、なお一層最大限の努力を行ってまいります。

先般、8月1日頂きました貴連合会からの緊急要請に対し、一部検討中のものもありますが、取り急ぎ別添えの通り、わが党の取り組みを回答申し上げます。ご要望を十分理解しているつもりですが、なお、不十分な点があるかもしれません。今後とも、忌憚ないご意見・ご要望をお待ち申し上げます。

尚、当日も申し上げましたが、復興に当たっては地元自治体の考え方、協力が重要です。これまでも皆様は地元での要請を行っておられると思いますが、一層のご努力をお願い申し上げます。

敬 具

阪神・淡路大震災に関する緊急要請に対する回答

(要請文(1～8)に対して)

1. 国の災害援護金支給制度

現在、国による災害援護金制度では、自然災害により回復不能の死亡や重度の障害といった痛ましい人的被害に対する災害弔意金及び災害障害見舞金を支給しています。しかしながら、当日もご説明申し上げましたとおり、上記以外の個人の損害に対する国の援助は難しく、皆様の心情を十分理解してこれまで努力してきたところですが、現状では解決にいたっておりません。国民の税金を個人の財産形成に使うという点で、国家と個人のあり方の根本的問題であり、現時点で明確な回答を見るにいたっておりませんが、私たちもさらに努力して参りますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、住居の全壊、半壊などの被害を受けられた世帯主に対しては、150～350万円の災害援護資金の低利貸付を行っているほか、生活福祉資金の特別貸付(小口資金貸付制度)を実施しています。

2. 雇用保険関連

政府・与党はこれまでに、雇用の維持、失業の防止のため、雇用調整助成金制度の特例的な適用、雇用保険失業給付の特例支給、失業給付の手続きの弾力化、新卒者の就職支援、被災労働者を受け入れる企業への出向への支援、港湾労働者の就職場所の確保等の措置に加え、「被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」を制定し、雇用の促進のための最大限の対策をとってきました。

しかし、失業給付の支給が終了する被災求職者の増加が懸念されるため、現在労働省では、以下の措置を実施すると同時に、公共事業への就労促進法による被災失業の雇用促進に努めていく方針であり、私たちもこれらの措置を積極的に支援していきます。

- ・積極的な求人開拓
- ・就業面接会の積極的な開催などのきめ細かい就業相談、就業紹介の実施
- ・無料で実施される公共職業訓練への受講指示の活用及び受講期間中の訓練手当の支給
- ・広域求職活動費や移転費を活用した広域的な就職支援の実施
- ・特定求職者雇用開発助成金の対象者の年齢要件や助成率に関わる特例措置など

失業給付に関し、今回の措置は、事業所の休業などに伴い就職できない者について、失業状態にあるものとみなして特例的に給付されているもので、本来の失業給付支給する趣旨及び給付と負担の均衡に鑑み、さらに延長給付を行うことは現行法上困難であります。政府は、再就職対策に全力をあげて取り組んでいますが、給付が終わっても就職できない人が現実に生じることが想定されるため、わが党は政府に対し、労働政策全体としてどのような政策をとり

うるのか、兵庫県と連携して早期に検討するよう指示しました。

3. 高齢者対策

現在、政府は老人保健福祉計画に基づいたサービス提供基盤の着実な整備に加え、老人ホームなどの施設の整備について、地元自治体の要望を十分踏まえつつ積極的に支援を行っていく方針です。今年度の特別養護老人ホームの緊急整備事業については、兵庫県及び神戸市の協議通り、すでに平成7年度の補正予算などに対応してきました。今回、皆様方の要望を受け再度、新たなニーズに対応するため、今後も重点的に被災地における特別養護老人ホームの施設の拡充を行うよう、厚生省に対して指示を出しました。

高齢被災者のためのカウンセラーについては、これまでも巡回相談などの対策に努めてきましたが、兵庫県では、6月1日より「こころのケアセンター」を設置し、メンタルヘルスに関する知識普及啓発や相談指導、被災者同士の語らいの場の確保などを実施していくことになっています。政府も地域保健特別推進事業として兵庫県の実施する「被災者心のケア」事業に対する補助等の支援を行うほか、県の精神保健センターにおいて実施する「心の健康づくり推進事業」等の既存施設の予算を重点的に配分し、高齢者を含む被災者のメンタルヘルスケアに必要な支援、指導を行っていくところであり、わが党も積極的に支援していきます。日本ではセラピストが少なく、同分野での十分な対応がなかなか困難とは承知しておりますが、厚生省に対し、地元医師会、社会福祉協議会などとの連携を強化していくよう指示するとともに、更に詳しく現地の報告を受けることといたしました。

4. 復旧・復興計画

2に記した通り、雇用面では公共事業への就労促進法などの様々な対策を講じて参りました。今後、兵庫県が中心となって策定された復旧・復興計画に対し、国として立法、財政面での必要な措置を講じて参ります。

教育面に関しては、まず、いまだに避難所となっている学校をできるだけ早期に平常に戻すよう、地元自治体と協力しながら努力しておりますが、なお関係当局に対し、現状を再調査し早急に問題解決にあたるよう、わが党からも再度要請致しました。

これまでに応急仮設校舎の建設、経済的困難を生じている生徒への支援、文化財の復旧など種々の措置を講じて参りました。兵庫県、神戸市の復興計画に学校施設災害復旧事業の文教施設の整備等、21世紀に向けての人材の育成、芸術文化活動の環境整備が盛り込まれており、今後その着実な実施のためなしうる努力を行っていきたく思います。

5. 本格的な住宅建設

恒久住宅に関しては、「ひょうご住宅3カ年計画案」に基づき、平成7年度～9年度に12.5万戸の住宅供給予定です。その中の新規建設11万戸のうち、7万7千戸を公営住宅、特定優良賃貸住宅、公団、公社住宅などの公的供給住宅とし、平成6年度第2次補正予算、平成7年度当初予算、

及び補正予算にてその2分の1に着手したところです。残りについても、必要戸数を確保するべく対応して参ります。

6. 建ぺい率、容積率の規制緩和など

建ぺい率、容積率については、土地利用の状況、公共施設の整備水準などを勘案しつつ都市計画において知事が定めるものであり、長期的な視点に基づく街づくりの視点から決するべきものであります。従って、緩和による悪影響などにも考慮し、地方自治体の意向を尊重しつつ適切に対応していきたくと考えております。

集合住宅に関わる共有部分の国庫補助の実施については、被災地において良質な市街地住宅等の整備に対して助成を行う優良建築物整備事業について、補助率の高上げ、面積要件の緩和及び補助対象施設の拡充を行いました。

再建のための住宅ローンについては、住宅金融公庫災害復興住宅融資の貸付限度額の引き上げ、据置期間の延長などの措置を講じるとともに、初期負担を軽減するための利子補給を実施しています。住宅建設に関わる融資、税についてはこれまで種々の対策を指示して参りましたが、今後よりきめ細かな配慮を行い、税の確定時期までにさらに改善すべく検討を進めております。

7. 公共住宅の建設

5に同じ

8. 特別立法、財源の担保など

これまで、被災地の1日も早い復旧・復興を目指し、税の優遇措置を含め16本の特別立法措置や、併せて2兆4500億円を超える2度の補正予算の編成など、全力をあげて迅速に対処して参りました。

今回の平成8年度予算概算要求基準設定にあたっては、今後の本格的な復興に向けて、先般、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、政府の取り組み方針を決定いたしました。この方針に基づき、緊急かつ必要不可欠な施策として復興特別事業の実施のための特段の措置を講じ、必要があれば法的な対応についても検討して参りたいと考えております。

〔口頭でのご要望に対して〕

1. 仮設住宅の期限後について

応急仮設住宅は、最長2年の期限を定めており、早期に恒久的な住宅を建設し、この期間内に移っていただけるよう、地元と協力しながら各種の住宅確保対策を着実に推進して参ります。尚、今後全体計画の中で、被災者の皆様の日常生活復帰へのプログラムを検討していきたくと思います。

2. 擁壁の補助について

被災した民有宅地について、今回の震災に伴う被害が広範かつ激甚であることを鑑み、住宅金融公庫の融資制度の拡充を行ってきました。さらに、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の特例として、一定の要件を満たす擁壁を復旧

する際の工事費を事業対象として国庫補助を行う措置を講じるなど、公共事業による災害復旧制度を最大限に活用し、被災地地の早期復旧のために柔軟に取り組んで参りましたので、かなりの範囲については対応されていると判断しておりますが、尚、具体的に問題があればご指摘いただきたいと思ひます。

3. 高齢者特に独居老人に対するケア

地元自治体においては、訪問調査等により1人暮らしの高齢者を把握し、保健婦による訪問指導や必要に応じたホームヘルパーの派遣を行うとともに、概ね100戸以上の仮設住宅建設地に「ふれあいセンター」を設置し、地域のコミュニティの形成を通じて入居高齢者の孤立の防止や自立支援に努めることとしています。

さらに、高齢者が従前の居住地に比較的近い地域で福祉サービスを受けながら生活することができるよう、バリアフリー仕様の地域型仮設住宅を整備し、生活援助員やホームヘルパーによる援助を実施しています。仮設住宅の独居老人の孤独死に関しては、兵庫県が応急仮設住宅対策会議を開催し、市・町に対して入居一人暮らしの高齢者の現状の把握を行う様、改めて要請を出しましたが、今後引き続き、よりきめ細かい援助の実施に努めて参ります。

4. 年金生活者の住宅問題

住宅に困窮する高齢者に向けた供給戸数を確保するため、災害公営住宅など公的賃貸住宅の早期・大量供給を図るとともに、入居者負担を抑制するため家賃補助を拡充し、公的住宅の入居者の選考にあたっては、高齢者などの弱者を優先するよう選考基準を設定しています。今後尚、県、市からの要望も再確認し検討して参りたいと思ひます。

以上

編集後記

小誌は、阪神・淡路大震災1周年にあたり、連合兵庫としての震災体験を風化させることなく、兵庫の真の復興へ向けて仲間の連帯を強化し、将来の災害へ備え、そして連合の救援活動に参加された各位への感謝を表すために編纂したものです。

とはいえ小誌は、その目的に適うほどの出来栄だとは到底申せません。力量不足を反省しています。

しかし、震災に対する“地元と中央の温度差”が日毎に大きくなっていく感がある今日、たとえ稚拙でも「兵庫から何事かを発信しつづけることこそが大事」と考えます。したがって小誌のあとにも“発信”をつづけていく所存です。小誌の足らざるところは、こんご補っていきたいと思います。各位のご助言を切にお待ち申し上げております。

末筆ながら、小誌編纂にあたりご協力いただいた各位に深甚なる感謝の意を表します。

1996年 1月

連合兵庫事務局長

川 本 善 雄

書名

連合兵庫「阪神・淡路大震災」活動記録集

発行年月日 1996年1月16日

発行所 日本労働組合総連合会兵庫県連合会
兵庫県総合生活研究センター

〒650 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号

TEL078-361-0505 FAX078-371-6005

発行者 石井亮一



連合兵庫

連合兵庫 「**阪神・淡路大震災**」 活動記録集

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
兵庫県総合生活研究センター